

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和5年7月24日（月）9時55分～11時10分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（3名）	川口俊一 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	白石裕治 日高実禎 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重昌勝 瀬平秀人 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1	最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
	2	鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について
	3	鹿児島県最低賃金の改正審議について
	4	その他
配付資料	1	鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿
	2	最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
	3	意見書（鹿児島県労働組合総連合）
	4	意見書（日本民主青年同盟鹿児島県委員会）
	5	第2回目安に関する小委員会配布資料
	6	第3回目安に関する小委員会配布資料

○ 松山室長

それでは皆様お揃いになりましたので、定刻より5分早いですが始めさせていただきます。と思います。

委員の皆様には、誠に忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日は、1回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出され議事が開会されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。

それでは、1回目の専門部会でございますので、森川労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

○ 森川労働基準部長

皆様おはようございます。労働基準部長の森川でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変忙しい中専門部会の委員をお引き受けいただきありがとうございます。

県最賃の改正につきましては、ご承知のとおり先日第1回本審においてですね、労働局長より諮問がされたところがございますが、改正のご議論については中央最低賃金審議会で見られる目安額を参考にしながらということになります。その目安額については現在中央で審議中ということでございまして、伝達は8月2日の第2回本審において伝達させていただく予定としております。専門部会においても第2回の会議から目安額が示されての議論となる予定でございます。

本日は第1回目ということでございまして、実はこれ、他の県では第1回を目安が示された後からやろうというところも、実際そうやっている県もあると聞いておりますが、鹿児島においてはこうして皆様のご協力をいただき、目安額がまだ示されていない、具体的な金額がない状態での第1回目ということで、労使双方、最賃の引き上げに関する考え方・ご意見を示していただくことで、公益委員の先生方も含めて、皆でお互いの主張を知る貴重な機会だと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、本日の第1回目の貴重なご議論を生かしつつ、第2回以降、中賃より示される目安等も参考にしながら、九州・沖縄ブロックの動向ですとか、鹿児島県の状況等を踏まえ、建設的なご審議をよろしくお願いいたします。

今年も大変暑い時期に、また非常にタイトな日程でご議論をいただくことになり、本当にご負担をおかけしまして誠に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議の円滑な運営に格別のご協力を賜りたくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○ 松山室長

それではまず、部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第25条第4項により準用する同法第24条第2項の規定により、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとなっております。慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松山室長

ありがとうございます。それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 川口委員

この件につきましては、先般、公益委員で協議しております。

まず、部会長に山本委員、部会長代理に松枝委員を推薦候補といたします。

以上です。

○ 松山室長

ただ今、公益委員の川口委員から、部会長に山本委員、部会長代理に松枝委員を推薦する旨ご報告いただきました。

そこで、皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおりご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 松山室長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の部会長に山本委員、部会長代理に松枝委員に決定させていただきます。

では、山本部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 山本部会長

おはようございます。ただ今部会長に選ばれました公益委員の山本でございます。よろしくをお願いいたします。

先ほどもご発言、事前にありましたけれども、私も大学で教えておりますと、毎回毎回の授業で2、3人ずつコロナでした、欠席しましたという届けが出ていまして、全然コロナは収束していないというのを実感しております。先程もご意見ありましたようにですね、これからまだポストコロナ、ウイズ・コロナの中で審議を進めていかなければいけないということを肝に銘じていきたいと考えております。

それでは、ただ今より、令和5年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を始めさせていただきますと思います。

まず、本専門部会の成立状況につきまして事務局よりご報告をお願いします。

○ 松山室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この第5条第2項では、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないとされております。

本日の専門部会は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名の委員にご出席いただいております、定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 山本部会長

ありがとうございます。それでは、本会は成立しているということでありますので、早速審議を行いたいと思います。

まず最初に、事務局から確認すべき事項についてご報告をお願いします。

○ 松山室長

確認事項につきまして、ご説明いたします。

鹿児島県最低賃金専門部会の公開につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条で、従来はですね、会議は原則として非公開とするとなっていたため、非公開として取り扱われていたところでした。しかしながら、先日行われました、令和5年7月6日の第1回本審において資料2の裏面のとおり、同条項について、会議は原則として公開とするとの改正案をご承認していただきました。

事務局で、本日の専門部会の傍聴希望者を公示しましたところ、7名の希望者がございました。また、記者の方が取材を希望されており、ただ今ホールの外で待機していただいております。これについて、資料2の3ページ、公開要領の5によりますと、審議会の会議の公開は会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとしてされております。

なお、傍聴につきましては、公労使三者が揃って議論を行う場のみを可能とし、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴ができないことを周知しております。

以上のことより令和5年度本専門部会においては、第1回から専門部会が解散されるまで公労使三者が揃って議論を行う場については一括して公開の扱いにさせていただきたいと考えております。ここに記載していない議題をご審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に部会長のご判断をお願いいたします。

それでは、本専門部会が解散するまでの定例的な議題につきまして、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付について、部会長にご判断をお願いいたします。

○ 山本部会長

ご報告ありがとうございました。

ただ今ご報告ありましたように、前回の本審におきましてこの専門部会を公開するというふうに従来からの運用を変えたわけでありまして、そこで今ご説明ありましたように、傍聴人及び取材の方々が申し込まれているということです。したがって、私としましては今回に限らず今後の専門部会の審議につきましては、公労使三者が協議するという場につきましては原則として公開するという扱いで進めていきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部長

どうもありがとうございます。

それでは公開をするということにして、事務局は傍聴人その他呼び入れていただいて資料の配付をお願いします。

(傍聴希望者、取材希望者入室)

○ 山本部長

それではただ今より審議議題の順番で審議を始めたいと思います。本日はその他を含めて4つの審議議題を予定しております。

まず最初、第1の議題、最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについてという議題です。まず事務局からご説明をお願いします。

○ 松山室長

第1回本審でご説明しましたとおり、最低賃金法第25条では、最低賃金審議会は最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、資料2をご覧ください。最低賃金法第25条第5項で意見聴取について規定されております。最低賃金法第25条5項によりますと、最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に、公示の期間を7月6日から7月20日までとして、関係労使からの意見聴取の公示を行ったところ、資料3及び資料4のとおり意見書等が提出されております。

また、最低賃金法施行規則第11条第2項では、意見書によるほか、関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により意見を聴くものとなっておりますが、今回はお二人の方からの意見陳述の希望があったところでございます。

○ 山本部長

ただ今意見聴取につきましてご報告があったとおりですね、公示に対して配布されました資料3及び資料4に掲示されておりますけれども、今回はお二人の方からの意見

陳述の希望が出されております。

意見陳述につきましては、従来、だいたい全体で10分程度ということをお願いをしてきましたけれども、今回は複数の方からのご希望が出たということもございますので、事務局と相談をいたしまして、お二人合わせまして15分程度でご発言、ご陳述をしていただきたいということで進めさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

ありがとうございます。

それではご異議ないということで、早速お一人7分ないし8分程度での意見陳述をお願いしたいと思います。

本日は、鹿児島県労働組合総連合議長の福丸裕子さんと日本民主青年同盟鹿児島県委員会副委員長の長野誠さんのお二人が意見陳述を希望しています。

それではまず、福丸さんからの意見陳述をお願いいたします。

○ 福丸陳述人

皆様おはようございます。今日はこのような機会を設けていただきありがとうございます。それでは、私、福丸裕子が意見陳述をさせていただきます。よろしく願いいたします。

鹿児島地方最低賃金改定に関する意見陳述。鹿児島県労働組合総連合議長、福丸裕子。審議会委員の皆様には、鹿児島地方最低賃金制度の機能発揮に向けてご尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。また、本日は貴重な専門部会におきまして、私どもの意見陳述の時間をとっていただきますことに深く感謝とお礼を申し上げます。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を契機に、国際情勢、エネルギー情勢、食料情勢などが急変し、世界的にインフレの波が起き、先進国は金利を上げ、金融引締めを図りました。日本はコロナ禍の落ち込みからウイズ・コロナで景気を回す機運を作り出そうと、アベノミクス依頼の大規模金融緩和・低金利政策を続け、円売り・ドル買いで円安が進み、輸入物財の物価が急上昇しました。

消費者物価は、2022年4月から7月までが前年当月比で2.5%前後、8月からは3%台となっています。一方、実質賃金は、厚生労働省・毎月勤労統計調査では13か月連続で減少し、4月分は3.0%減となっています。実質賃金が年度を通じて減少したのは、消費税増税時以来8年ぶりです。世界的なインフレ、物価高騰の下で賃金が上がらない国日本の異常さがますます際立っています。

帝国データバンクの食品主要195社の価格調査によると、2023年の値上げは、今秋にかけ継続的に続き7月にも予定ペースで年間3万品目を超えると言われていています。物価高は今後も消費の足を引っ張ることは必至です。また、大企業の内部留保はコロナ禍においても増え続けています。財務省の2022年12月1日の発表によれば、大企業の内部留保は前年比11%増の530兆円にも上ります。この3%を充てるだけで約16兆円の財源ができ全国一律1,500円の最低賃金を実現される規模です。

緊急の対策とともに、アベノミクスで損なわれた経済の土台を立て直す改革に踏み出すことが欠かせません。成長しない現状を打開するためには、賃金上がるよう政治が役割を果たさなければなりません。鹿児島県の最低賃金審議会の役割も、同じことが言えるのではないのでしょうか。

昨年の賃金引上げは32円で最低賃金853円となりました。32円はここ数年間で大きな金額となりました。しかしながら月173.8時間働いたとしても148,251円、年間1,779,012円にしかならず、これでは働いてもまともな生活ができないワーキングプアから抜け出すことはできません。

鹿児島県労連幹事会では鹿児島で若者が一人で生活するためにはいくら必要なのか、数字をつかもう、全国で取組んでいる生計費調査を鹿児島でも実施し、金額に確信をもって運動をしようと、2018年7月から2019年2月までアンケート調査を行いました。アンケート票は鹿児島県労連加盟の単産の組合員や協力する民主団体に声をかけ約5,000部、このうち1,621部、回収率約32.4%で、若年単身世帯の回答数は158部でした。

この調査には全労連が取組む生計費試算調査の監修をして下さっている、静岡県立大学の中澤秀一准教授にお願いをし、取りまとめ監修していただきました。2019年6月に記者会見を開き全国で最も最賃が低い鹿児島県、普通に暮らすためには時給1,500円以上が必要と公表しました。

鹿児島市内で25歳の若者が普通に暮らすためには男性月額237,558円、女性月額238,971円が必要です。年額に換算すると約285万円となり、試算の月額を賃金収入で得るとすると、時給換算で男性1,367円、女性1,375円となります。但し、これは祝祭日も盆も正月もない非現実的ともいえる労働時間です。一般的な労働者の所定内労働時間に近い150時間で時給換算すると、男性で1,584円、女性で1,593円となっています。

労働時間を含めて人間らしく普通に暮らすためには、現在の最低賃金額853円ではとても足りず、時給1,500円以上が必要であることが明らかになりました。

この間の地域別最低賃金の改定で、厚生労働省や最低賃金審議会は最も高い東京都の最低賃金に対する各道府県の最低賃金の比率が高まり、格差が縮小したと評価していますが、実際には金額格差が年々拡大しているというのが正しい見方だと考えます。

この最低賃金の地域間格差の拡大は、人口動態調査と重ね合わせると、最低賃金の低い地域から高い地域への流出が顕著であり、このことが地域経済を疲弊させる一因ともなっています。

全労連が全国で実施している最低生計費試算調査でも、大都市であろうと地方都市であろうと普通の生活を送るためには、時給1,400円から1,600円必要という結果が出ており、地域経済活性化のためには、全国一律最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅な引き上げ、賃金引き上げのための中小企業への支援策の充実が不可欠です。

中央の審議会の焦点の一つは都市部と地方の格差是正だと言えます。一方、経営団体から経営基盤の弱い中小企業は大幅な引き上げは経営を直撃するとの声もあると聞いています。しかしこのままでは人手不足も深刻化している中で、最賃格差が人材流入を加速させてしまうのではないかと考えます。このことも踏まえ、私達は中小企業支援策の予算を大幅増するように政府にも要請運動もしています。

地域間格差是正は鹿児島にとっても非常に重要なテーマです。労働者が鹿児島を去り、地域が衰退していく状況を止めるには賃金の格差是正をしていくべきではないでしょうか。

さて、現在最低賃金に張り付いて働いている仲間の生活状況をお話しさせてください。前にも述べさせていただきましたが、2つの仕事を掛け持ちし朝早くから昼はまた別な仕事をして生計を立てています。大半は彼女の収入で家計を支えるようになっています。こうした生活は15年以上にもなります。彼女の言葉を借りると、生活は相変わらず大変で時給も最賃に張り付いているから生活は一杯いっぱい、どうにかならないかと彼女からいつも相談を受けています。

ランチも行けない、洋服もここ数年何も買っていない、友達からの貰い物が多い、車は仕事に必要だがガソリン代も高い、維持費も馬鹿にならない、最低賃金を全国一緒にしてほしい、最低賃金が1,000円になったら、仕事を1つに減らしたい、ゆっくり寝たい、休みたい、この生活から抜け出せるかもと彼女は笑いながら言います。精一杯生活している方が多くいることを分かってください。

また、企業は今どこも人手不足が深刻になっています。最賃の高いところへ流れていくのはあたりまえのことだと思えます。

委員の皆様も審議の中で、人が普通に働いたら普通に生活ができるようにしなければならない、常にその視点に立って審議をして下さっていることは分かっています。

審議会の今果たすべき役割はこの鹿児島県で働く労働者の暮らしの改善に寄与することではないかと思うのです。

審議会の皆様には県内で働くすべての労働者に対して、健康で文化的な生活を送るに足るのかどうか、労働基準法第1条、人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきその水準に及んでいるかどうか、審議を強く求め私の意見陳述といたします。

時間を過ぎてしまい申し訳ありません。ありがとうございました。

○ 山本部会長

どうもありがとうございました。

それではお二人目として長野さん、よろしくをお願いします。

○ 長野陳述人

皆さんこんにちは。日本民主青年同盟鹿児島県委員会副委員長をしております長野誠と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございました。

では、先日7月19日に要請させていただきました資料が中に入っていると思います。そちらと合わせて若干の加筆をしたもので意見陳述をさせていただきます。

マスクをちょっと取って話をさせていただきます。よろしくをお願いします。

最低賃金額の引上げを求める要請書。日本民主青年同盟鹿児島県委員会副委員長、長野誠。長引く物価高騰で国民の暮らしが深刻な状況になっています。とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻です。学費の負担が重く自主退学せざるを得ない、アルバイトをかけもちしている、食パン1日1枚で5日を過ごした、私たちが取り組んでいる食糧支援活動で多くの青年から窮状の声が寄せられています。

実質賃金が14か月連続で減少し、物価高騰に賃金が全く追いついておりません。さらに青年労働者の約5割は非正規雇用です。低賃金でギリギリの生活を送っています。

鹿児島に残りたくても収入のために県外へ行くしかない、奨学金の返済がきつい、結婚も、まして子育てなんて全く展望が持てない等切実な声が渦巻いています。

日本の最低賃金は961円（全国加重平均）で、フランスやドイツ、イギリスやアメリカニューヨーク州の5、6割に留まり、また、韓国の1,010円を下回っています。深刻な物価高騰対策として、フランスやドイツは昨年、最低賃金を3回引き上げました。政府が今年目標としている平均1,000円では物価高騰に追い付きません。人間らしく生活するために1,500円に向けた大幅引き上げが急務です。

鹿児島県の地域最低賃金は853円で、東京都との格差は219円です。全国労働組合総連合の都道府県組織による最低生計費の調査によると、全国どこでも時給1,500円から1,700円必要という結果になっております。

今県内でソーシャルワーカー、また、国家資格を有して非正規雇用者として働いている方々の中には、時給が1,200円程度に留まっているというところで、都市部の非正規雇用の最低賃金とほとんど変わらない状況が既にここ何年も続いているというお話を先輩たちから既に聞いているという学生さんが多くいらっしゃいます。結果として、やはり時給が少しでも高い都市部、少なくとも県外に行きたい、就職を考えているという学生が増えてきています。また、アルバイトにおいても自分の生活費を工面

するためバイトをしているというアンケートが私たちが食糧支援活動の中をとおして1,000人近くこれまで聞いてきましたけれども、交遊費だったり自分の趣味等に対して使うためにバイトをしていると回答した子達は10%に満たなかったです。ほとんどが学費あるいは普段の学生生活の中で、追加で学校の資料などを購入するために使うお金ですね。また、あるいは生活費の足しにするためにバイトをせざるを得ない状況になっているというところで、大学生になったから、専門学校に行ったから、短大に行ったからということでバイトをしたくてしているわけではないという話がやっぱり90%を超えてきております。また、先月19日こちらで要請をさせていただいた時にも持ってきましたけれども、会場でシールアンケートを行ったところでは、今の収入で生活が回りますかというところでは、90%以上の子が生活が苦しいという所に回答をしておりました。残りの10%弱は、現実鹿児島県内のバイトの状況しか分からないので、県外の学生さんとかと比較すると自分の地方の状況が分からないという所に選択する子が多くて、少なくとも今の状況で生活がちゃんと回っている、生活が楽ですという所に答える子はゼロでした。

また、先日ニュースにもなっていたと思いますが、全国数店舗経営しているあの大型スーパーチェーン店ですね、時給1,500円を実現したというニュースに対して、街中でも街頭アンケート、街頭インタビューがニュースでも流れておりましたけれども、同じスーパーでパートやアルバイトで働くんだったら県外に行くのもありかなというような回答をしている方がニュースの中でも何名か見受けられまして、鹿児島の人口流出そういうところに拍車をかけるものではないかと思えます。

最低賃金の大幅増額は県民の暮らしの面からも、また、健康で文化的な生活、食や医療、生活環境等命につながる問題として最低賃金額引き上げの審議を強く求め、私の意見陳述とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○ 山本部長

どうもありがとうございました。

ただ今の二人からの意見陳述については、今後の改正審議の参考にしていきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、二つ目の議題に入ります。鹿児島県最低賃金専門部会の日程の調整についてです。

これにつきましては先日の7月6日の第1回目の本審で一応協議済みでありますけれども、改めて事務局の方からご説明をお願いします。

○ 松下補佐

第2回専門部会から第5回専門部会の開催日時につきましては、第1回本審におきましてご説明いたしましたとおり、第2回専門部会を8月3日木曜日10時から、第3回専門部会を8月7日月曜日10時から、第4回専門部会を8月10日木曜日10時から、第5回専門部会を8月14日月曜日10時からとそれぞれ開催させていただくことをご了承いただければと思っております。

○ 山本部会長

ただ今の事務局からの日程調整といいたししょうか、日程の予定につきまして、今後何か問題が起きない限りこの日程で開催を続けたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

どうもありがとうございます。

それではですね、先ほど事務局からの説明がありました日程で開催をしてまいりたいと思っております。

次に、議題の三つ目に入る前に本日の資料につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○ 松山室長

私の方から、本日の資料につきまして、簡単にご説明させていただきます。

資料5は、第2回目安に関する小委員会において配布された資料になります。5の①は、令和5年度賃金改定状況調査結果になります。1ページから2ページは、調査の概要となります。3ページは第1表賃金改定実施状況別事業所割合、4ページは第2表事業所の平均賃金改定率、5ページは第3表事業所の賃金引上げ率の分布の特性値になります。6ページは第4表①として一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）となり、7ページは第4表②として一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）、8ページは表4③として一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）となっております。

次に、資料5の②は生活保護と最低賃金となりますが、これにつきましては、第2回本審において改めて説明させていただきます。資料5の③は地域別最低賃金額、未満率及び影響率になります。鹿児島県における未満率、影響率については現在集計作業中であり、令和5年8月2日開催予定の第2回本審に提出予定としております。

資料5の④は賃金分布に関する資料で、鹿児島は、12 ページ（時間当たり賃金分布、一般・短時間計）、25 ページ（時間当たり賃金分布、一般）、38 ページ（時間当たり賃金分布、短時間労働者）の欄に記載されています。

資料5の⑤は最新の経済指標の動向を取りまとめたものになります。

資料5の⑥は中賃委員からの追加要望資料として、中小企業庁がまとめた価格交渉の状況と価格転嫁率と賃上げ率との関係、今後の価格転嫁対策に関する資料となっています。

資料5の⑦は第1回本審で配布しました資料14の④の足下の経済状況等に関する補足資料の更新部分、資料5の⑧も同じく第1回本審の資料14の③の主要統計資料の更新部分のみとなります。

資料6は、第3回目安に関する小委員会において配布された資料となり、今ご説明いたしました第2回目安小委員会資料の更新版として、資料6の①は足下の経済状況等に関する補足資料の更新部分、資料6の②は主要統計資料の更新部分のみとなります。

詳細については、ご確認をお願いいたします。以上となります。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの資料の説明につきまして、何かご質問、ご要望等ありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○ 岩重委員

説明ありがとうございました。

皆さんどうお考えか知りませんが、個人的に前年度くらいからかな、この資料のですね、鏡に必ず白紙が付くようになって、三分の一くらい厚くなって、ちょっと非常にご親切でありがたいんですが、ご準備に非常に難儀されるんじゃないかと思って。鏡は要らずに、そのままインデックスが付いているのでそれで適当かと思うんですが。皆様方のご意見よろしければ、次回からそうすればまた事務効率も上がるんだと思いますが、いかがでしょうか。

○ 山本部会長

それでは大変ご面倒なことをお願いしたわけではないと思いますけれども、この白紙は特に必要なくて、インデックスをそのまま資料に貼り付けていただければ分かるということで、今後それでよろしくお願ひできますでしょうか。

○ 松山室長

了解いたしました。

○ 山本部会長

他に何か資料につきまして、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ちょっと私から、昨年の議論の中で鹿児島県の例えば中小企業支援の様々な施策がどうだったのかという資料というのは、これは前回の本審の資料に出ていましたっけ。

○ 松山室長

いえ、付けておりません。

業務改善助成金に関しましては、今まで様々な周知をしているところですが、これでは足りないと思ひまして、先日鹿児島県の雇用政策課の方と周知に関してですね、連携を強めていきたいというお話をしてまいりました。鹿児島県が持っているSNS、フェイスブックとかですね、かごジョブとかそれらに関しても今後は掲載していただけるというお話をさせていただいております。確かに全国的に見て鹿児島県の業務改善助成金の利用率は40位くらいで、少ない、下位の状況でございますが、昨年度と比較して倍くらいに伸びてはおるところでございます、具体的な数字で申しますと、あの、全体的にはですね、少ないには間違いございません。全国的に、令和3年度では5,047件、令和4年度では7,264件の申請がされていて、144%伸びていると。鹿児島県になりますと令和3年度31件、令和4年度76件となり246%。全体的には少ないんですが、確実に伸びてはきているところと理解しております。これをさらに伸ばすように今申しました鹿児島県等にもご協力していただきながらですね、さらなる周知広報に努めていきたいと思っております。

○ 山本部会長

どうもありがとうございました。

できれば、文書でまた、後日で構いませんので、資料の方作成して皆さんへ配布していただければと思います。

○ 松山室長

承知いたしました。

○ 山本部会長

よろしく願ひいたします。

どうぞ、はい。

○ 松枝委員

業務改善助成金の話が出ましたので、その点につきまして次回で結構でございますので1点教えていただきたいことがございます。

先ほど賃金室長がおっしゃった鹿児島県の令和3年度31件、令和4年度76件とおっしゃったのはこれは申請件数ということですか。

○ 松山室長

申請件数です。

○ 松枝委員

前回の頂戴しました資料の中で各都道府県別の実績がございましたけれども、こちらの方は鹿児島県は令和3年度25件、令和4年度42件となっております。令和4年度につきましては76件の申請に対して実績として42件というところは、全国の平均というところから見ましてもやや少ないのではないかなと思うところで、周知も大事なんですが、周知から最終的に交付に至るまでのところで、なかなか手続きが上手く進まないところがあるのかなというところが少し気になっているところでございます。分析される際にはそのところも踏まえまして少し教えていただけるとありがたいな思っております。

○ 森川労働基準部長

ご指摘ありがとうございます。

私も詳細には分からないですけども、令和4年度の申請で令和5年度中にまだ審査しているケース等もあると思いますので、決して半分、5割、6割ぐらいしかない、残りの4割が全部けられているかというところ恐らくそうでもないと思われまますので、詳細調べてまたご報告いたします。

○ 山本部部长

他に何か、資料につきましてご質問、ご意見ありますでしょうか。

どうぞ、はい。

○ 日高委員

先ほどの資料の5の⑥で、追加資料で中小企業庁の価格交渉の状況とか価格転嫁の状況等が記載された資料が付けてございましたが、これ鹿児島県版というか、鹿児島県がどういう状況にあるのかと、そういった状況が分かるものは中小企業庁で各県取

りまとめているんでしょから、省庁跨りになるかもしれませんが、もし鹿児島県の状況が分かるようなものがございましたら明らかにしていただければと思います。

○ 松山室長

承知いたしました。確認をしてそういう資料があれば次回お付けしたいと思います。

○ 山本部長

他に何か、ご質問等ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

○ 山本部長

それでは、次の議題3に入りたいと思います。鹿児島県最低賃金の改正審議についてということです。

今年度につきましては、未だ目安額が示されておられません。したがって本年度の鹿児島県最低賃金の改正にあたりまして労使各側の基本的な考え方をここで開陳していただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それではまず労側からお願いいたします。

○ 白石委員

それでは労働者側の基本的考え方ということでお伝えしたいと思います。

まず、令和5年度の審議にあたりまして、7月6日開催の第一回最低賃金審議会におきまして、鹿児島労働局の中所局長より、最低賃金の改定された内容にそって審議を行う。最低賃金法第12条の規定に基づく、鹿児島県の改定決定に関しては、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2023に配慮した、貴会の調査審議を求めると記載されております。この内容に沿って、我々は審議していきたいなと思っております。

まず、基本に立ち返りまして、何遍も言うことでもないんでしょから、まず憲法の第25条、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するということと、労働基準法第1条の労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない、そして最低賃金法の第1条におきまして、この法律は賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件を図って、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするというふうになっております。

ここはお分かりのところですが、最低賃金の目的と役割というふうなところで、再

度確認をしたいと思います。資料の方ですね、確認というか、第168回国会2007年11月6日のところなんです、衆議院議員の福島みずほさんが最低賃金に関する質問をされております。その時の資料を今配布させてもらってますが、その時に国会の方で答弁されているというところを再度確認したいということで、その時が福田総理大臣の頃だったということで、そこには労働者の生計費とは、労働者の生活のために必要な費用をいい、これに関して、例えば、世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、物価指数等の資料を参考にしている。二つ目の労働者の賃金とはというところで、当該地方の労働者の賃金水準をいい、これに関しては、例えば、学卒初任給や春季賃上げの状況等を資料に参考にしている。そして、通常の事業の賃金支払能力とはというところで、個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することができる賃金支払能力をいうというふうに国会の方で述べられております。

毎年、事業の支払能力とはというところが議論されますが、個々の企業の支払能力ということではないということが国会の中できちんと総理大臣の方からあつてますので、そこを再度確認したいなということで資料の方をお付けしました。

それでは今年度にあたりまして、私たち働く者を取り巻く環境について、物価は資源高や円安の影響等によって2021年度後半から上昇局面から現状はピークを打ちつつありますが、予断を許さない状況にあることは変わりなく、景気はですね停滞基調にあります。

この様な中、足下の実質賃金は前年比マイナス2.3%と、物価上昇に賃金が追いついてない状況が続いています。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引き上げを意識した議論が必要になると思っております。

私たち連合の2023春季生活闘争第7回の回答集計においてはですね、平均賃金方式で行いましたが、5,272組合の賃上げ結果は、額で10,560円、率で3.58%、また、有期・短時間契約等労働者の賃上げ額は時給で52.78円、率5.01%、昨年対比29.35円増となっています。

今後、日本経済を好循環へと導くためには、今春季生活闘争で大きなうねりとなった賃上げの流れを未組織労働者、そして最低賃金近傍で働く労働者の労働条件向上へと確実に波及させていかなければなりません。

そのためにも最低賃金を引上げることで労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するとの最低賃金法1条の目的を果たすことが重要であると思っております。

また、地域間格差につきましては、2002年度は104円であった最高額と最低額の額差は、2018年には224円まで拡大し、2022年度は219円となりました。地域間格差は地

方から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となっています。

目安制度の在り方に関する全員協議会が取りまとめた報告書に基づき、2023年度の審議会では、目安を示すランク数が3ランクへと見直され、本県はCランクに位置付けられました。ランクの見直しはですね、地域間格差の是正を図るためということで認識しております。

昨年は目安額に対して、目安額以上で改定したAランクは6県中ゼロ、Bランクは11県中3県、Cランクは14県中4県、そしてDランクは16県中15県で福島以外は目安以上になっております。Dランクの目安30円に対しまして31円が2県、32円が鹿児島含めて8県、そして33円が5県でございました。Dランクのほとんどが目安額以上で改定されておりますが、この結果は地域間格差を是正し、人材の流出の危機感の表れではないかと考えております。

本県の企業は中小・零細企業が99.9%を占めておりますし、他県と違い多くの離島を抱えております。離島ほど物価が高いということを忘れてはいけないと思っております。

雇用情勢については、完全失業率、有効求人倍率ともに2022年度目安審議時以降堅調に推移しておりますが、雇用人員判断のD.Iも製造業・非製造業ともに人材不足感が示される等、労働市場の改善傾向も踏まえた上で、最低賃金の引上げを検討すべきであり、むしろ最低賃金の引上げは雇用維持とは相反していません。むしろ、人材不足が顕著な中、中小・零細企業におきまして、人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務と思っております。

現在の鹿児島県の最低賃金は853円で、1日8時間、そして週40時間、月173時間働いたとしましても、月収で14万7,569円、年収で177万円、いわゆるワーキングプアという水準にとどまっています。この収入では労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難であり、最低賃金法第1条が目的と掲げる労働者の生活の安定を図ることは困難であると思っております。

最低賃金は生存権と直結しております。生存権に地域間の差があってははいけません。生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引上げが、その通過点として、まずは誰もが時給1,000円の早期実現に向け、額差219円の縮小にこだわっていきたいというふうに考えています。

鹿児島県は例年最低賃金額最下位あるいは最下位より1円高い第2グループにいます。また、平成30年度には単独最下位というふうになっております。はたしてこのような状況で鹿児島はいいのでしょうか。

食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇しております。物価上昇が、特に低所得世帯の生活に深刻な影響を及ぼしているところ、労働者の生活を守るために労働

者の実質賃金の上昇を実現する必要があると考えております。そのためにはまず最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要であると思っております。

現状もですが、5年先、10年先、将来を見据えて鹿児島県の経済、県民生活を守るためにどうしていくのかということ踏まえながら魅力ある鹿児島県を目指し審議していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、日高委員の方から。

○ 日高委員

すいません。今白石が申しあげましたことに少し補足をさせていただければと思います。

白石の方で冒頭申しあげましたとおり、当審議会には新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版、及び経済財政運営と改革の基本方針2023に配慮した審議を求められているところであります。

その新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版では、1991年から2021年にかけて企業は人に十分な投資を行わず、企業が人への十分な投資を行っていない間に、諸外国との賃金格差は拡大してきたとの日本の賃金水準の現状と、人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、中小・小規模企業の賃上げに必要な労務費の適切な転嫁を通じた取引適正対策の徹底と生産性向上支援の取り組みを通じて、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていくとの考え方が示された後、最後に、官民を挙げて、地域の人手不足対策や、働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げの実現を大胆に取り組む、そういった決意が示されております。本審議会にも求められている肝心な部分なんだろうと私どもは認識をしております。

これまでの県最賃の審議では、ややもすると賃金交渉のような状況になりがちでありましたが、今回の審議は大胆な最低賃金の引上げを実現することが社会的な要請であり、そのことに応えることがスタートラインである。その際は最も影響を受けるであろう、中小・小規模企業が抱える課題を共有するとともに、その解決へ向けた環境整備の審議を公労使でしっかりと行い、解決に向けた提言等により、逆に国や自治体、大企業など、広く社会へ要請していくことも重要であると、そのように認識しているところであり、そのような立場で本審議に臨みたいということにつきましても追加、強調しておきたいと思っております。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

ただ今、労働側から今回の審議に関しましての基本的な考え方、スタンスが説明されたかと思っております。今のご意見につきまして何かご質問あるいはご意見はありますで

しょうか。

○ 山本部会長

よろしいでしょうか。

それではですね、続きまして使用者側からの意見をお願いいたします。

○ 濱上委員

まだ目安も出ていない段階ですので、細かいデータに基づく審議は次回以降かと思えますけれども、一応、基本的な使用者側としての見解ということで本日述べさせていただきます。資料1枚でございますけれどもよろしく申し上げます。読み上げてまいります。

現状認識。3年以上にわたって影響を与え続けた新型コロナウイルスは、今年5月、感染症法上の位置づけが2類から5類に変更となり、感染対策は個人の対応に委ねられるようになりました。社会・経済活動が平時の状況に戻ってきていることは喜ばしいことだと思っております。日本銀行鹿児島支店が発表した7月の鹿児島県内の金融経済概況も、緩やかに回復しているとしてこれまでより判断を引き上げています。部門別では、観光、個人消費、設備投資が改善し、前向きな姿勢が見られます。

一方で、最新の鹿児島の有効求人倍率は1.21倍と全国平均の1.31倍を下回りました。このところ改善の動きに弱さが見られるということです。人手不足で機会ロスをしている企業がある一方で、物価上昇などの影響で求人を控える企業が出てきているのも気になります。

また、新型コロナ対策として導入されたいわゆるゼロ・ゼロ融資の返済が今後本格化しますが、それを前に、倒産発生率が悪化しているという民間調査機関の調査結果が出ました。ゼロ・ゼロ融資が企業経営を下支えしてきたが、返済期限を迎えて、息切れしたという分析のようでございます。このように、全体としては、コロナ禍から着実に回復してきていますが、一方で、懸念材料も多々出てきているということ認識すべきだと思っております。

今年度の基本的見解でございますけれども、最低賃金はコロナ禍にもかかわらず、この3年間で63円引き上げられています。多くの中小企業、小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないのではないかという声も聞かれました。最低賃金の役割は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットにあります。よって、業績や価格転嫁に関係なく、一律に、しかも罰則付きの強制力をもって適用されます。

コロナが落ち着いた今年は、全体として景気は改善傾向にあること、物価高で生活に大きな影響が出ていることなどを考慮すれば、最低賃金を引き上げることの必要性は理解しております。ただ、近年の引き上げペースは速すぎる上に、過剰債務、物価高、ゼロ・ゼロ融資返済、人手不足などコロナ禍からの出口が見えず、体力が疲弊し、

賃上げの余力が乏しい中小企業も多々出てきています。最低賃金は法が定める三要素、労働者の生計費、労働者の賃金、事業の支払能力に基づき決定されるものですが、使用者側とすれば、やはり特に企業の支払能力にしっかりと焦点を当てるべきだというふうに考えております。ここは入れるか迷いましたけれども、敢えて言います。無い袖は振れません。他県の動向も勘案しながら、中所局長が仰ってございました鹿児島県の経済にマッチした水準で決定すべきだというふうに考えております。

○ 山本部長

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

それではただ今、使用者側からの基本的な考え方の開陳があったかと思いますが、今のご意見につきまして何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○ 川口委員

労使、基本的な考え方をお聞かせいただきましてありがとうございました。

使用者側、労働者側というわけではございません。いわゆる、こういった最低賃金のあり方について、中長期的な理念とかビジョンはどのように考えてらっしゃるのか、それに対する補足的なコメントをいただきたいと。例えば、ここ数年非常に急激な最賃の上昇率であると、そして掲げてある1,000円、そしてその次の、恐らく社会保障、社会保険改革の重要な議論も来ると、恐らく。そして1,500円の議論も恐らく出てくるであろうと。そういった方向性を見据えながら、はたしてどのようなビジョン、理念を持ちながら展開して行くのかということですね。地域間格差もそうですけど、実は地域内格差もあると。同一労働同一賃金の社会的要請もあると。そういった部分も含めて、毎年上がっていく中で中長期的にはどの程度の金額で、どのようなビジョンを持つべきなのかというのを使用者側、労働者側がどんなに考えてらっしゃるのかというのを。これから金額審議に入りますので、立脚点として、非常に、もしコメントがあればですね。特にお互いの立場を超えた社会的な利益は何なんですかというところで、中長期的な理念、ビジョンはどこら辺りにどんなふう持っているのかということ若干、今まだないでもかまいませんので、コメントできるものがあればコメントいただきたいと思います。

○ 山本部長

今川口委員より、双方、今回の賃金審議についての基本的な考え方ということでしたけども、さらにもう少し長いスパンでこの賃金のあり方、最低賃金の今後の見通し、そういったものをですね、それぞれどうお考えなのかな、もし何かご意見があれば、出していただけれ

ばということですがけれども。

じゃあ、よろしいですか、先に。

○ 濱上委員

中長期的なというお話でございます。私ども使用者側委員もですね、今までも申し上げてきたんですけれども、上げられるところは上げてくださいますということはお申し上げております。賃金が上がっていく必要性は我々も考えております。中長期のビジョンということで、じゃあ10年後なのか、20年後なのかそこは言えない。10年後、2033年には例えば1,500円にしましょう、2,000円にしましょう、そういうところまではまだ分からないんですけれども、少なくともそういった環境整備ができれば、きちっと上げていけるだけの、経営努力はするべきだというふうに思っておりますので、決してこれ以上上げるべきではないとかそういうことではなく、社会的な視点から見ても、賃金というのは確実に、ただ、確実に緩やかながらも上げていくべきだというふうには考えております。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

労側の方、はい、どうぞ。

○ 日高委員

よく経済が好循環という言葉を使いますが、鹿児島においてもやっぱりその好循環を作っていかなければならないというふうに思っています。そこにやはり労働力人口が、人口も非常に大切だし、あの人たちはいわゆる消費者でもあって、いわゆる好循環というのは適度なインフレがいいというくらいですから、多少賃金もよくてお金が回っていく社会をやはり鹿児島県内の中でも作り上げていかないと、人口の、人員の流出は止まることがない。そうすると、ますます今度は鹿児島の経済が疲弊して、それこそ賃金も上がらないという悪循環、いわゆるデフレスパイラルみたいな感じに陥ってしまう。そういうことにやはり歯止めをかけないといけない。分岐点をどこかで決めないことには、いつまでもただただ行ってその先があるのかというと、そういうことではないのではないかと。今、国を挙げて価格転嫁の問題とか一斉に取り組もうとしています。こういったことは一二の三で取り組まないことには、またインフレに陥ってしまう。そういうことが考えられる。そういった立場で思っておりますので。直接的な回答になったか分かりませんが、そういった立場で考えていることだけ申し上げます。

○ 濱上委員

人口減少というのを非常に我々も気にしています。何年後かには鹿児島県の人口が140万になる、120万になる見通しが出ている。人口が減るということは、表現は悪いかもしれませんが、胃袋がなくなるわけですので、本当に経済として回っていくのか。ですから今、国も少子化対策ということでいろいろ異次元のことをしようとやってらっしゃるようですけれども。とにかくこれらの対策が功を奏する形で人口減に少しでも歯止めがかかっていく、そういう明るい見通しになればですね、経営する立場としても非常に前向きになって進んでいくのではないだろうか。規模が縮小していくという中で、そんなに大きな投資というのはなかなかきれないという部分もあるんでしょうし、そこ辺りは非常に悩ましいなという部分はあります。

○ 山本部会長

どうもありがとうございます。

他に何かご意見ありましたら。よろしいでしょうか。

そもそも、地方最低賃金審議会で鹿児島県の賃金をどうするかということを考えなければならぬという、しかし、これがですね、全国的に格差があり、これはもう周知の事実でありますので、これを少しでも埋めたいと。これはもう労使双方とも全く変わらない、同じ願いだろうというふうに考えております。しかし、現実的には立場の違い、働く側と使う側との関係ですね。経営環境がどんどん悪化するという問題もありますので、そこら辺をですね、大変困難なことですがすり合わせながら今後審議を進めてまいりたいと思っております。

今回はですね、目安額が全く公表されておりませんので、具体的な賃金審議に入ることはかなり難しいと考えております。

次回、目安が出された後にですね、開催されますこの部会で具体的な審議に、額の審議に入りたいと思いますので、なかなか大変かと思いますが、次回の期日には双方具体的な額をできればご提示いただきたい。でないとなかなか議論が進められませんので是非ご協力をお願いしたいと思っております。

それではですね、その他の議題ですが、何か他にご意見ありますでしょうか。

○ 山本部会長

よろしいですか。

それでは、最後に、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いいたします。

○ 松下補佐

では、次回、第2回の専門部会につきましてですが、次回は8月3日木曜日午前10時からですね、会場はこちらと同じ会場となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 山本部会長

それでは、最後に議事録確認者を指名したいと思います。

労側は白石委員、使側は濱上委員ということでお願いします。

それでは次回までにご準備をお願いします。

それでは本日の専門部会はこれにて終了したいと思います。

どうもご苦労様でした。